

# 運転免許証の更新手続きについて

## 更新期間

誕生日の前後1ヶ月が更新期間になります。

(例：誕生日が4月1日であれば、3月1日～5月1日までの間)

## 申請場所

### 警察署

○優良・高齢者受付のみ

月曜日から金曜日（土日祝祭日を除く）

午前9時00分から午後4時00分まで

### 運転免許課

月曜日から金曜日及び日曜日

○優良受付

午前8時30分から午前9時40分

午後1時00分から午後1時40分

○一般受付

午前9時40分から午前10時20分

午後1時40分から午後2時20分

○違反・初回受付

午前8時30分から午前9時10分

午後1時00分から午後1時40分

○高齢者受付

午前9時00分から午前10時30分

午後1時30分から午後2時30分

○ 次の方は県内のどこの警察署でも申請できます。

- ・ 優良運転者
- ・ 原付又は小型特殊免許のみ所持者（両方のみ所持者含む）
- ・ 高齢者講習受講済みの方
- ・ 特定任意講習等受講済みの方
- ・ 身体障害者及び妊産婦等で運転免許課等での講習を受けることが困難な方（困難なことが確認できる身体障害者手帳、母子手帳等持参）

## 持ち物

- ・ 免許証
- ・ 更新連絡書
- ・ 印鑑（運転免許課のみ）
- ・ 高齢者講習修了証明書（70歳以上の方）
- ・ 申請用写真（警察署でも手数料がかかりますが、撮影可能）
- ※ 持込の場合  
（6ヶ月以内に撮影した縦3cm×横2.4cmで無帽、正面、上三分身、無背景で顔の特徴が確認出来ることが重要です。）
- ・ 在留カード（外国人の方）

**※ 警察署で更新する場合、受付と講習は別の日になります。**

講習日については、警察署で指定した日付になりますので、ご注意下さい。

## 注意事項

期間内に警察署の窓口及び運転免許センターで更新手続きを行わないと、免許証が失効になります。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口にお問い合わせ下さい